

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会千葉地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 5 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 5 月

私は、昭和 62 年 4 月に元夫が会社を退職した後、A 区役所の窓口で、私の第 3 号被保険者から第 1 号被保険者への切替手続と元夫の厚生年金保険から国民年金への切替手続を遅れることなく行った。申立期間の国民年金保険料は、元夫の保険料と一緒に B 郵便局で納付しているはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった昭和 52 年*月に国民年金に加入して以降、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している上、国民年金の住所変更手続及び国民年金被保険者の種別変更手続を複数回適切に行っていることから、国民年金制度への理解及び保険料の納付意識の高さがうかがえる。

また、オンライン記録により確認できる申立人及び申立人の元夫の国民年金被保険者資格記録の処理日から、昭和 62 年 4 月に元夫が退職したことに伴う申立人の第 3 号被保険者から第 1 号被保険者への切替手続及び元夫の厚生年金保険から国民年金への切替手続は、同年 5 月頃に行われたことが推認でき、申立人の主張に不自然さは見当たらない。

さらに、申立人は、「婚姻期間中の元夫の保険料は、私の保険料と一緒に納付していた。」と主張しているところ、オンライン記録において、申立人の元夫は申立期間の保険料を納付していたことが確認できる上、申立期間は 1 か月と短期間であることを踏まえると、申立人は申立期間の保険料を納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年7月20日

私は、A社に勤務していた期間のうち、申立期間に賞与の支給を受けたが、私の厚生年金保険の被保険者記録は給付に反映されない記録となっているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与支給明細書により、申立人は、申立期間において、34万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして申立人に係る賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月、39年2月から40年3月までの期間、同年4月から同年9月までの期間、同年10月から42年5月までの期間及び同年9月から46年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年4月
② 昭和39年2月から40年3月まで
③ 昭和40年4月から同年9月まで
④ 昭和40年10月から42年5月まで
⑤ 昭和42年9月から46年3月まで

私たち夫婦は、今まで、国民年金保険料、健康保険料、税金等を納付しなかったことは無いと思っている。婚姻前は夫が自分自身で国民年金保険料を納付し、婚姻後は私が夫婦二人の保険料を納付しており、A区役所に年金のことで相談に行ったときにも、年金受給額について、係の人に「満額ですね。」と言われたことを記憶している。申立期間が保険料納付済期間となっていないことは納得できない。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、「婚姻(昭和40年4月)前は夫が自分自身で国民年金保険料を納付していた。」と主張しており、申立期間①及び②は婚姻前の期間であるところ、申立人の国民年金手帳記号番号は夫婦連番で払い出されており、申立人の国民年金手帳の発行日が43年2月13日と記載されていることから、申立人及びその妻の国民年金の加入手続はこの頃に一緒に行われたものと推認され、申立人が婚姻前に自身の保険料を納付していたとは考え難い。

また、申立人の国民年金被保険者台帳及び国民年金手帳には、国民年金被

保険者の資格取得日が昭和42年6月1日と記載されていることが確認できる
ところ、オンライン記録において、申立期間①、②及び④については、平成
7年8月29日に国民年金被保険者の資格記録が追加処理されたことにより国民
年金被保険者期間となっていることが確認できることから、当該期間につ
いては、いずれも当該追加処理により生じた未納期間であり、当該追加処理
されるまで、当該期間は国民年金に未加入の期間であり、国民年金保険料を
納付することはできなかつたものと考えられる上、追加処理された時点にお
いては、時効により納付することができない。

また、申立期間③については、申立人の国民年金手帳、国民年金被保険者
台帳及びオンライン記録において、国民年金に未加入の期間とされており、
国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立期間④及び⑤については、国民年金保険料を納付したとする
申立人の妻は、「夫婦二人の保険料を納付した。」と主張しているが、当該
期間の保険料は申立人の妻も未納である上、申立人の妻は保険料の納付方法、
納付場所等の記憶が明確ではなく、保険料納付の状況は不明である。

加えて、申立期間は5か所にわたり、合計84か月と長期間である上、オン
ラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システ
ムによる調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたこ
とをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立期間①から⑤までの国民年金保険料を納付していたことを
示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間①から⑤までの保
険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断
すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるこ
とはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年10月から42年5月までの期間及び同年9月から46年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和40年10月から42年5月まで
② 昭和42年9月から46年3月まで

私たち夫婦は、今まで、国民年金保険料、健康保険料、税金等を納付しなかったことは無いと思っている。私が夫婦二人の保険料を納付しており、A区役所に年金のことで相談に行ったときにも、年金受給額について、係の人に「満額ですね。」と言われたことを記憶している。申立期間が保険料納付済期間となっていないことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は夫婦連番で払い出されており、申立人の夫の国民年金手帳の発行日が昭和43年2月13日と記載されていることから、申立人及びその夫の国民年金の加入手続はこの頃と一緒に行われたものと推認され、また、申立人の国民年金被保険者台帳及び国民年金手帳には、国民年金被保険者の資格取得日が42年6月1日と記載されていることが確認できる。オンライン記録において、申立期間①については、平成7年8月29日に国民年金被保険者の資格記録が追加処理されたことにより国民年金被保険者期間となっていることが確認できることから、当該期間については、当該追加処理により生じた未納期間であり、当該追加処理されるまで、当該期間は国民年金に未加入の期間であり、国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる上、追加処理された時点においては、時効により納付することができない。

また、申立人は、申立期間①及び②について、「私が夫婦二人の保険料を納付した。」と主張しているが、申立人の夫の年金記録は申立期間①につい

ては国民年金保険料未納及び厚生年金保険の被保険者であり、申立期間②は国民年金保険料未納期間である上、申立人は、保険料の納付方法、納付場所等の記憶が明確ではなく、保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立期間①及び②は合計 63 か月と長期間である上、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 1 月から 57 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 1 月から 57 年 6 月まで

私は、20 歳になったとき専門学校生だったので、両親が A 役場で私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれた。当時、両親から何度も、「あなたの年金は支払っているから大丈夫。安心しなさい。」と言われていた。

就職後に実家から引っ越す際に両親から年金手帳を持って行くか尋ねられ、紛失すると困るので預かってもらうことにしたことを覚えている。

申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「20 歳になったとき、両親が A 役場で私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれた。」と主張している。

しかし、オンライン記録において、申立人の国民年金被保険者資格取得日（昭和 55 年 1 月 9 日）は平成 4 年 4 月 28 日に入力処理され、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の被保険者のうち同年 4 月頃に 20 歳到達により被保険者資格を取得した者の資格取得日についても同年 4 月に入力処理されており、申立人が厚生年金保険被保険者資格を同年 4 月 1 日に喪失していることも踏まえると、申立人の国民年金の加入手続は同年 4 月に行われ、その際、申立人が 20 歳に到達した昭和 55 年*月*日に遡って国民年金の被保険者資格を取得したものと推認されることから、申立人の主張と相違する上、当該加入手続が行われるまで、申立人は国民年金に未加入であり、申立期間当時に国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人の加入手続が行われたと推認される平成 4 年 4 月時点を基準にすると、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない

上、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年7月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年7月から45年3月まで

私が20歳になったとき、自営業をしていた母が、私の国民年金の加入手続を行い、そのときから国民年金保険料を納付していたので、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「20歳になったとき、母が私の国民年金の加入手続を行い、そのときから国民年金保険料を納付していた。」と主張している。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和45年4月に社会保険事務所（当時）からA区に払い出された手帳記号番号の一つであることが確認でき、申立人の手帳記号番号の前の20歳到達者の資格取得日から、国民年金の加入手続は同年11月以降に行われ、その際、申立人は20歳に到達した40年*月*日に遡って被保険者資格を取得したものと推認できることから、申立人の主張と相違する上、当該加入手続が行われるまで、申立人は国民年金に未加入であり、申立期間当時に保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする申立人の母は既に亡くなっており、加入手続及び保険料納付の状況は不明である。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

そのほか、申立人の母が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連

資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 5 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 5 月から 48 年 3 月まで

私は、昭和 43 年 11 月頃に、申立期間以前に勤務した会社の同僚の兄の妻から、「A市B区役所でああなたの国民年金の加入手続を行い、その際に国民年金保険料も納付した。」と言われた記憶がある。

また、昭和 44 年 4 月にA市からC市に転居した際には、私が市役所の出張所で国民年金の住所変更手続を行い、その後の保険料を同市の商工会議所で定期的に納付しているはずである。申立期間が保険料納付済期間となっていないことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 43 年 11 月頃、申立期間以前に勤務した会社の同僚の兄の妻から、『A市B区役所でああなたの国民年金の加入手続を行い、その際に国民年金保険料も納付した。』と言われた記憶がある。」と主張しているが、申立人が所持する年金手帳には、52 年 1 月 26 日に任意加入被保険者として初めて国民年金の被保険者資格を取得したことが記載されている上、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、当該資格取得日以前の期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったと申立人が主張する申立人の同僚の兄の妻は、申立人の加入手続及び保険料納付に関する記憶が定かではなく、申立期間の保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人は、「C市での国民年金の住所変更手続は、駅前観光協会のような出張所で行い、保険料の納付場所は、同市の商工会議所だった。」と主張しているところ、C市は、「昭和 44 年頃から 45 年頃までは、市には

出張所が設置されていなかった。」と回答し、C商工会議所は、「過去に、国民年金保険料の収納業務を行ったことはない。また、所内に金融機関の出張所が設置されたこともない。」と回答しており、申立人の主張と相違する。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東千葉厚生年金 事案 5426 (事案 2579、4328、4710 及び 5125 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 9 月 24 日から 34 年 4 月 2 日まで

私は、A 社 (現在は、B 社) に勤務していた申立期間の厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金が既に支給された記録とされていることに納得できなかったため、これまでに 4 回にわたって記録の訂正を申し立てたが、認められなかった。しかし、当時は出産のため入院しており、脱退手当金を受け取ることができない状態だったので、どうしても納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が勤務していた A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格喪失日前後 2 年以内に被保険者資格を喪失し、脱退手当金の受給資格を有する 24 人のうち、申立人を含む 19 人が脱退手当金を支給されたことになっており、このうち申立人を含む 15 人は資格喪失後 4 か月以内に、4 人は 9 か月以内にそれぞれ支給決定されていること、ii) 当時は、通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても脱退手当金を受給したと考えるのが自然であること、iii) 支給額に計算上の誤りは無く、同被保険者名簿に脱退手当金の支給を意味する「脱」表示があるなど、一連の事務処理に不自然さはないことなどを理由に、既に年金記録確認千葉地方第三者委員会 (当時) の決定に基づき、平成 22 年 10 月 20 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、その後、申立人は、「脱退手当金が支給決定された昭和 34 年 * 月当時は出産のため入院しており、脱退手当金を受け取ることができない状態だったので納得できない。」と主張して再度申立てを行ったが、戸籍謄本における子供の生年月日は、申立人の供述とは異なる 35 年 * 月 * 日となっており、この主張は年金記録確認千葉地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき事

情とは認められないとして、既に同委員会の決定に基づき、平成 24 年 1 月 25 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

さらに、申立人は、B社が保管する申立人に係る被保険者資格喪失確認通知書を新たな事情を示すものとして提出した上、「昭和 34 年*月*日に出産を理由に退職し脱退手当金支給決定日（同年 6 月 3 日）には出産のため入院しており、戸籍の内容訂正を裁判所に申請中である。」と主張して再度申立てを行ったが、先の申立ての審議においても当該資格喪失確認通知書を考慮した審議は行われている上、仮に当該支給決定日当時、入院中であつたとしても、脱退手当金の受領は、社会保険事務所（当時）において直接現金で受領する以外に、同事務所が指定した銀行又は郵便局において、支給決定日から 1 年以内に受領が可能であつたことから、この主張は年金記録確認千葉地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき事情とは認められないとして、既に同委員会の決定に基づき、平成 24 年 7 月 25 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

加えて、申立人は、「脱退手当金が支給決定された昭和 34 年*月当時は出産のため入院しており、脱退手当金を受け取ることができない状態だったので、どうしても納得できない。また、当時、旧姓「C（姓）」でA社に勤務していたので、「C（姓）」での調査をお願いしたい。」と主張し、再度申立てを行ったが、申立人からは新たな資料の提出は無い上、前回までの申立てにおいて、脱退手当金の受領の取扱いを踏まえた調査審議は行われていること、さらに、前回の申立てにおいて申立人から提出されたA社における被保険者資格喪失確認通知書の被保険者の氏名欄には申立人の旧姓が記載されていること、及び同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の氏名変更の記載は無いことから、申立期間当時、申立人の厚生年金保険被保険者の氏名は旧姓で管理されていたものと考えられるところ、申立人は「婚姻後も旧姓で勤務していた。」と述べていることを踏まえると、旧姓で記録管理されていることに不自然さは無く、これらの主張は年金記録確認千葉地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき事情とは認められないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 25 年 6 月 19 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「脱退手当金を受給していない。」と主張し、過去 4 回の審議結果に納得できないとして再申立てを行っているが、申立人から新たな資料の提出は無く、そのほかに年金記録確認千葉地方第三者委員会及び当委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。